

「～ひとり親家庭の自立をサポートする～」

「 YELL ながさき メールマガジン Vol.170 2022.6.15 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

_____/_____ I N D E X _____/_____

- ・ 支 援 情 報… 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内
- ・ 特 集… 高等職業訓練促進給付金について
- ・ 7月の予定… YELL ながさき定期法律相談
- ・ 編 集 後 記… 自分のここちよさ

■ 支 援 情 報-----

◆ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯分）のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給が実施されます。

1. 支給対象者

- ・ 以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養
手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、

障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本支給金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

- ・令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（①に該当する方）
 - ・給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ・6月頃、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込まれます。
- ・上記以外の方（②又は③のいずれかに該当する方）
 - ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
 - ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

■ 特 集 -----

◆ 高等職業訓練促進給付金のご案内

高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援する制度です。

【対象者】

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

【支給内容】

1. 訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

※訓練を受けている期間の最後1年間は支給額を4万円増額

2. 訓練終了後、5万円を支給（住民税課税世帯は25,000円）

【対象訓練】

就職の際に有利となる資格で、養成機関において6月以上修業するもの

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格などのデジタル分野等の民間資格

詳しい情報はこちらから

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

お問い合わせ先

【各福祉事務所一覧】

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

■ 7月の予定-----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

7月20日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は、池内 愛弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

池内 愛法律事務所ホームページ：<http://ai-lo.com/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話相談も行なっております。

まずはお問い合わせください。

■ 編集後記

◆ 梅雨の過ごし方

ジメジメした梅雨の季節。どんよりとした日が続いて洗濯物は乾かないし、気分も落ち込み気味。でも一番困るのは、天気に関係なく元気いっぱいな子どもたちとどうやって過ごしたらいいのか、ということではないでしょうか。

子どもとやりたいこと、それは衣替えです。これまで着ていた長袖をたたんで、「また寒くなったら長袖を着ようね」と伝えましょう。また、衣替えは季節を教えるタイミングにぴったり。「寒い季節はな～んだ？」と質問したり、「もうすぐ夏がくるから半袖を出そうね、ズボンは半ズボン！」「これを着ていっぱいお外で遊ぼうね」と季節が変わることに対する好奇心をくすぐってあげましょう。

子どもがまだ小さくて洋服を畳むことができなくても、「長袖はこっち、半袖はこっち」と仕分けるだけならば1～2歳児からでもできます。ちなみに洗濯物も「ママが干すから、〇〇ちゃんはパタパタしてね」なんて言って、洋服をパタパタと広げる行為を子どもにお願いすると、「できたよ、ママ干して！」なんて喜んで洋服を渡してくれるはず。大人にしかできないと思われがちな家事ですが、やり方によってはママと一緒に過ごす遊びの一つに変わります。

みなさんも一度試してみてください。

最後まで読んでいただいていたありがとうございます。